

育てよう寄付文化

青少年の自立支援へ温かい心を

東日本大震災から3年。その後も全国各地の大雨大雪台風被害など自然災害が相次いでいます。現地では復興を願って立ち上がる被災者、支援活動が続けるボランティアグループ、寄付金を出し合っ
てその活動を支える人たち。こうした互助精神は、阪神・淡路大震災に次ぐ東日本大震災などの大災害を契機に生まれ、寄付文化を根付かせ花開いてきました。さらに、公益法人制度改革に伴い、公益法人への寄付に対する税制の優遇措置が整備され、寄付ごころを後押ししています。

支援しています。各青少年活動センターは独自のテーマと施設設備を活かした自主事業を展開しています。
京都市ユースサービス協会は、新年度スタートの2014年4月から協会の理念や活動について理解をいただき、事業を指定しての寄付、協会全体への寄付などの受付をスタートいたします。皆様方のご協力をお願いいたします。

(協会事務局 米原 裕太郎)

最近、NPOや市民活動の支援を目指した市民財団が増えてきました。2009年設立の京都地域創造基金をはじめ、全国各地で市民立の団体が誕生し、集まった寄付金はその地域の団体活動に生かされています。公益財団法人京都地域創造基金の深尾昌峰理事長に聞くと「近頃は、信託銀行や司法書士に財産の遺贈について相談する高齢者が増えています。現金は家族に配分し、1割くらいは寄付へ。また、遊休農地や山林などの不動産の有利な処分、遺贈を考えるケースもあった」とのことです。寄付ムードが盛り上がっています。
次世代を担う青少年の支援活動が続ける京都市ユースサービス協会は、公益財団法人として広く一般市民や企業・団体から寄付を受けやすい組織に生まれ変わりました。

課題を抱える青少年を対象とした居場所事業や就労体験事業

青少年支援を行う他団体との事業

青少年ボランティアグループの活動支援

寄付金の用途を指定した様々な事業

京都市ユースサービス協会

寄付者

■寄付の種類

- ①京都市ユースサービス協会協賛寄付
京都市ユースサービス協会の運営に対する寄付システムで、1口1,000円から何口でも。より専門性を持った人材育成のための研修や、青少年支援を行う他団体との連携などに活用します。
- ②事業指定寄付
京都市ユースサービス協会、各青少年活動センターが実施する事業に対し、指定寄付を行うことで、寄付金の届け先と用途が明確になります。



■振込方法

口座へ直接お振込みください(郵便振替)
口座番号 00950-2-172487
加入者名 公益財団法人 京都市ユースサービス協会
※払込書が必要な方は電話またはメールにて京都市ユースサービス協会へご連絡ください。
今後、クレジットカード決済についても運用していく予定です。

■寄付に対する税制優遇について

京都市ユースサービス協会は、京都府より認定を受けた公益財団法人です。当協会への寄付に対しては税制の優遇措置が受けられます。以下2つの控除を受けることができます。

- ①所得控除
寄付金のうち、2,000円を超える額が所得から控除されます。
※ただし総所得の40%が限度
- ②府民税控除
寄付金のうち、2,000円を超える額の4%が府民税から控除されます。

※京都府内に住民票のある方が対象となります。

※優遇措置を受けるためには、当協会が発行する寄付金受領証明書が必要です。ご希望の方はお申し付けください。

※控除を受けるためには確定申告をする必要があります。

詳しくは、京都市ユースサービス協会事務局(電話 075-213-3681)まで、お気軽にお問い合わせください。

昨年10月から今年3月にかけて、京都市ユースサービス協会に5件の寄付がありました。協会の事業や青少年活動センターの事業に共感して取り組む江田努さん・薫さんご夫妻からは居場所事業や就労支援の一助にと頂きました。
また、磯田利佳子様 匿名希望様 元ラウンドアイズ京都スタッフ様 K・H様の皆様にご寄付いただきました。ありがとうございました。

